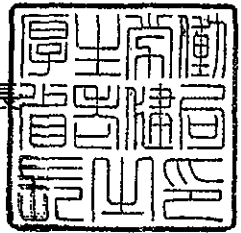


老発0531第2号

平成23年5月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省老健局長



「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」の  
一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成21年8月20日厚生労働省発老0820第5号当職通知）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）により行われているところであるが、平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付（積み増しの対象となるのは東日本大震災の特定被災区域を有する県に限る。）により当該基金が積み増されるにあたり、運営要領を別紙新旧対照表のとおり改め、平成23年5月2日より適用することとしたので通知する。